



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*35 和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (資源管理課)..... 1

### ○ 告示

316 一般競争入札による落札者の決定 (防災企画課)..... 2

317 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 3

318 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 3

319 " ( " )..... 4

320 " ( " )..... 5

321 土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )..... 6

322 南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎1期建築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (公共建築課)..... 7

323 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 11

324 " (教育委員会)..... 11

### ○ 公告

入札公告 (公共建築課)..... 12

### ○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の平成30年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合)..... 17

## 規 則

### 和歌山県規則第35号

和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和元年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成8年和歌山県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式(第4条関係) (1) 第3条第1号に該当する漁業を営む者が報告をする場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">略</div> 備考 1～3 略 4 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。	別記第1号様式(第4条関係) (1) 第3条第1号に該当する漁業を営む者が報告をする場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">略</div> 備考 1～3 略 4 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。

(2) 第3条第2号に該当する漁業を営む者が報告をする場合

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3) 漁業を営む者に代わり、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく漁業協同組合(以下「漁協」という。)が報告をする場合

略

備考

- 1～5 略
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第2号様式(第6条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第3号様式(第6条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 第3条第2号に該当する漁業を営む者が報告をする場合

略

備考

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(3) 漁業を営む者に代わり、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく漁業協同組合(以下「漁協」という。)が報告をする場合

略

備考

- 1～5 略
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式(第6条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式(第6条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第316号

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和元年6月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社サイバーリンクス

和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

- 5 落札金額  
32,400,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,400,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成31年4月26日

**和歌山県告示第317号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和元年8月13日まで縦覧に供する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
令和元年7月12日
- 2 名称  
特定非営利活動法人北吉田蓮の郷
- 3 代表者の氏名  
佐竹成公
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県御坊市藤田町吉田1287番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、蓮の育成に対して、種の保存活動を通じ子供たちの情操教育のために関する事業を行い、老若男女が集まる憩いの場として又、御坊・日高地方の更なる発展に繋がることに寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第318号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
応其1（Ⅰ-3108）、応其2（Ⅰ-3109）、応其4（Ⅱ-863）、応其5（Ⅱ-864）、高野口町応其（101）（Ⅰ-10041）、高野口町応其（102）（Ⅱ-10403）
  - (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
  - (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項  
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称  
応其3 (I-3113)
- (3) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項  
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
桧谷川右支浜(3-341-3-016)、広浦1(II-468)、広浦2(II-469)、広浦3(II-470)、佐野5(III-160)、大藪1(II-533)、大藪2(II-534)、大藪5(III-180)、大藪6(III-181)、柏木1(II-498)、柏木3(II-500)、大谷2(I-3084)、大谷4(II-529)、大谷東大谷1(II-530)、大谷東大谷3(II-532)、大谷11(III-174)、大谷12(III-175)、広浦(101)(II-10387)、広浦(102)(II-10388)、広浦(103)(II-10389)、広浦(104)(II-10390)、大藪(101)(II-10391)、大藪(103)(II-10393)、大藪(104)(II-10394)、大藪(105)(II-10395)、大谷(101)(II-10396)、大谷(102)(II-10397)、大谷(103)(II-10398)、大谷(104)(II-10399)、大谷(105)(II-10400)、大谷(106)(II-10401)、大谷(107)(II-10402)
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項  
次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域の名称  
大谷1(I-3083)、大藪(102)(II-10392)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第320号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

花谷川(4-361-2-026)、柳谷川(4-361-1-041)、寄谷川(4-361-2-003)、ゲシン谷川(4-361-2-004)、北谷池谷川(4-361-2-007)、碓谷川(4-361-2-008)、田・田・田(I-745)、小浜(I-746)、田(2)(I-2263)、田(4)(I-2264)、青木(I-3724)、田(101)(I-40073)、田(102)(I-40074)、青木(101)(I-40075)、青木(102)(I-40076)、青木(103)(I-40077)、青木(104)(I-40078)、田内代(II-3025)、田南代(1)(II-3026)、田南代(2)(II-3027)、田・小浜(II-3028)、青木山本(II-3046)、田(103)(II-40494)、田(105)(II-40496)、田(106)(II-40497)、田(107)(II-40498)、田(108)(II-40499)、田(109)(II-40500)、田(110)(II-40501)、田(111)(II-40502)、田(112)(II-40503)、田(113)(II-40504)、青木(105)(II-40505)、青木(107)(II-40507)、田西角(III-1534)、田南代(4)(III-1535)、田山崎(III-1536)、田坂ノ谷(III-1537)、青木前山(III-1551)、吉川東谷(1)(I-3731)、吉川東谷(2)(I-3732)、栖原谷垣内(II-3038)、吉川山崎(II-3043)、吉川道場芝(II-3044)、吉川七見(III-1546)、吉川(101)(II-40457)、吉川(103)(I-40061)、吉川(104)(III-40099)、山田(101)(III-40010)、山田(102)(II-40468)、山田(103)(II-40469)、山田(104)(II-40470)、山田(105)(II-40471)、山田(106)(II-40472)、山田(107)(II-40473)、山田(108)(I-40063)、山田(109)(III-40011)、山田(110)(I-40064)、山田(111)(III-40012)、山田(112)(II-40474)、山田(113)(I-40065)、山田(114)(II-40475)、別所雲崎(1)(II-3070)、別所雲崎(2)(II-3071)、別所南柳井(II-3072)、別所(101)(II-40459)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

小浜谷川(4-361-1-012)、五代谷川(4-361-1-026)、吉川谷川(4-361-2-005)、北谷池南川(4-361-2-006)、田(104)(Ⅱ-40495)、青木(106)(Ⅱ-40506)、吉川(102)(Ⅱ-40458)

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに湯浅町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## 2 土砂災害特別警戒区域の名称

要助谷川(6-206-1-082)、杉原川(6-206-1-088)、川中口川(6-206-1-090)、河原川2(6-206-1-096)、岩倉川(6-206-1-099)、稲屋川(6-206-1-100)、久保田川2(6-206-1-102)、久保田川1(6-206-1-104)、左向谷川(6-206-2-134)、滝の川(6-206-2-135)、平岩川2(6-206-2-136)、西の岡川(6-206-2-137)、地獄谷川2(6-206-2-158)、河原川3(6-206-2-160)、右会津川左支溪(6-206-2-161)、奥畑川(6-206-2-166)、峯岡川3(6-206-2-167)、峯岡川④(6-206-2-168-1)、峯岡川④(6-206-2-168-2)、久保田川左支溪(6-206-2-169-1)、久保田川左支溪(6-206-2-169-2)、藤谷川①(6-206-2-170-1)、藤谷川①(6-206-2-170-2)、藤谷川②(6-206-2-171)、中代川(6-206-2-173-1)、中代川(6-206-2-173-2)、杉原(Ⅰ-1349)、稲屋谷1(Ⅰ-1373)、稲屋谷2(Ⅰ-1374)、久保田(Ⅰ-1375)、久保田3(Ⅰ-1377)、上秋津奥畑(Ⅰ-1378)、千鉢(Ⅰ-4232)、上秋津河原(Ⅰ-4233)、上秋津平野(Ⅰ-4234)、上秋津下畑1(Ⅰ-4238)、上秋津久保田1(Ⅰ-4272)、秋津川杉ノ原1(Ⅱ-5690)、秋津川杉ノ原2(Ⅱ-5691)、秋津川杉ノ原3(Ⅱ-5696)、秋津川杉ノ原4(Ⅱ-5697)、秋津川杉ノ原5(Ⅱ-5707)、秋津川杉ノ原6(Ⅱ-5708)、上秋津下畑2(Ⅱ-5716)、上秋津下畑3(Ⅱ-5717)、上秋津下畑4(Ⅱ-5718)、上秋津峰岡(Ⅱ-5783)、上秋津久保田4(Ⅱ-5784)、上秋津藤谷1(Ⅲ-3191)、上秋津藤谷2(Ⅲ-3192)、園原1(Ⅰ-1363)、岩内(Ⅰ-1403)、上秋津園原1(Ⅰ-4235)、上秋津左向谷1(Ⅰ-4236)、上秋津左向谷2(Ⅰ-4237)、上秋津左向谷3(Ⅱ-5692)、上秋津左向谷4(Ⅱ-5693)、上秋津左向谷5(Ⅱ-5694)、上秋津左向谷7(Ⅱ-5698)、上秋津岩内1(Ⅱ-5699)、上秋津園原2(Ⅱ-5701)、上秋津園原3(Ⅱ-5702)、上秋津左向谷9(Ⅱ-5703)、上秋津左向谷10(Ⅱ-5704)、上秋津岩内2(Ⅱ-5705)、上秋津左向谷11(Ⅱ-5706)、上秋津千鉢2(Ⅱ-5709)、上秋津園原4(Ⅱ-5710)、上秋津岩内4(Ⅱ-5712)、上秋津園原5(Ⅱ-5713)、上秋津園原6(Ⅱ-5714)、上秋津岩内5(Ⅱ-5715)、上秋津久保田3(Ⅱ-5781)、上秋津岩内6(Ⅱ-5782)、上秋津岩内7(Ⅲ-3056)、中万呂古戸1(Ⅰ-4271)、中万呂古戸5(Ⅱ-5794)、上秋津左向谷13(Ⅱ-60001)、上秋津左向谷14(Ⅱ-60002)、上秋津久保田5(Ⅱ-60003)、上秋津久保田6(Ⅱ-60004)、上秋津久保田7(Ⅱ-60005)、上秋津久保田8(Ⅱ-60006)、上秋津久保田9(Ⅰ-60007)、上秋津久保田10(Ⅱ-60008)、上秋津久保田11(Ⅱ-60009)、上秋津平野3(Ⅱ-60011)、上秋津久保田12(Ⅱ-60013)、上秋津久保田13(Ⅱ-60014)、上秋津久保田14(Ⅱ-60015)、上秋津久保田15(Ⅱ-60016)、上秋津杉ノ原8(Ⅱ-60018)、上秋津河原2(Ⅱ-60019)、上秋津河原4(Ⅰ-60021)、上秋津奥畑2(Ⅱ-60024)、上秋津久保田16(Ⅱ-60025)、上秋津久保田17

(Ⅱ-60026)、上秋津久保田18(Ⅱ-60027)、上秋津久保田19(Ⅱ-60028)、上秋津久保田21(Ⅱ-60030)、上秋津久保田22(Ⅱ-60031)、上秋津久保田23(Ⅱ-60032)、上秋津久保田25(Ⅱ-60034)、上秋津久保田26(Ⅱ-60035)、上秋津平野2(I-60010)、稲屋谷3(I-60012)、上秋津杉ノ原7(Ⅱ-60017)、上秋津河原3(I-60020)、上秋津久保田24(I-60033)、上秋津久保田27(Ⅱ-60036)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第322号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎1期建築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する工事の名称等

(1) 工事年度及び工事番号

令和元年度 西宮 第1号

(2) 工事名

南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎1期建築工事

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日(以下「資格確認申請日」という。)において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。

ア 構成員が3者であること。

イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。

ウ 経営形態が共同施工方式であること。

エ 各構成員に在籍する建築一式工事の監理技術者の数がそれぞれ5名以上であること。

(2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。

ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。

イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の建築一式工事に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。)に係る総合評定値(3)シにおいて「総合評定値」という。)が1,000点以上であること。

ウ 平成16年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請(元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。)として建築物の新築又は増築工事で当該工事部分の延べ面積の合計が3,000㎡以上である建築工事を完成させ、引渡しを完了した施工実績を有していること。

エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎1期建築工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。

- (ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。
- a 1級建築士の資格を有する者
- b aに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者
- (イ) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を過去5年以内に修了している者であること。
- (ウ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。
- (3) 共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。
- エ 南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）校舎1期建築工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。
- カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。
- キ 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。
- ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。
- サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。
- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評定値が750点以上であること。
- ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）校舎1期建築工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあつては、この限りでない。
- (ア) 次に掲げる国家資格を有する者であること。
- a 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士の資格を有する者
- b 1級建築士又は2級建築士の資格を有する者
- (イ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。
- セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて

同じ。)とその親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。)である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)、持分会社(合名会社、合資会社及び合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が他方の役員を兼ねている場合(一方が民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。)

エ 一方の役員が、他方の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。)を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合(共同企業体を含む。)とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

### 3 資格確認申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類(以下「申請書類」という。)は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア、オ及びキからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。

なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票(いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの)

ウ 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)

エ 使用印鑑届

オ 共同企業体の協定書の写し

カ 2 (1) エの要件を満たすことを証する建築一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。)の写し

ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面

ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面

コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し

サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあつては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し

(ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収証書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書

シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し

ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面

(ア) 2 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面

(イ) 2 (3) ス (イ) の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し  
セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）

ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書

- (2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ (エ) 及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、令和元年7月30日（火）から同年8月8日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。

ア 和歌山県公共工事等入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

イ ダウンロードすることができる期間

令和元年7月30日（火）から同年8月8日（木）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年7月31日（水）から同年8月8日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課に対して書面等（ファクシミリ及びメールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所

- (1) 令和元年7月31日（水）から同年8月9日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同年8月9日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。  
(2) 郵送により資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和元年8月9日（金）午後2時までに、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課へ必着させること。

#### 5 資格確認申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館10階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3243

メール e0812001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格確認申請書類に使用する言語

資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により令和元年8月22日（木）までに通知するものとする。

#### 8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。  
(2) (1) の説明は、令和元年8月23日（金）から同年9月2日（月）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。  
(3) (2) の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。  
(4) 説明に対する回答については、令和元年9月5日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 和歌山県告示第323号

高速液体クロマトグラフ質量分析装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量  
高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県会計局総務事務集中課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和元年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
セイコーメディカル株式会社  
和歌山県和歌山市築港六丁目9番地の10
- 5 落札金額  
32,184,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,384,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和元年6月4日

## 和歌山県告示第324号

南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県教育庁教育総務局総務課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 落札者を決定した日  
令和元年6月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大和リース株式会社  
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- 5 落札金額  
62,766,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,706,000円）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年6月18日

## 公 告

## 入札公告

南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎1期建築工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

令和元年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事年度及び工事番号 令和元年度 西営 第1号

(2) 工事名 南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎1期建築工事

(3) 工事場所 西牟婁郡上富田町岩田地内

(4) 工事概要 施設名称:南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎

構造:鉄筋コンクリート造

※柱・梁:プレキャスト鉄筋コンクリート(PCa)工法

(一部梁:プレキャストプレストレストコンクリート(PCa・PC)工法)

階数:地上3階

延べ面積:7,559㎡

基礎:SC杭(φ1,000mm L=6m~9m 31本)

PHC杭(φ700mm~φ1,000mm L=10m~29m 135本)

上記建築物の建築工事

(5) 工期 契約締結の翌日から令和3年2月26日まで

(6) 予定価格 事後公表

(7) 調査基準価格 設定有り・事後公表

(8) 施工形態 共同企業体

(9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE(Value Engineering)方式工事である。

(10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領(平成21年制定)に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。

(11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱(平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。)による総合評価の対象工事である。

(12) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】(令和元年制定。以下「低入札要領」という。)による低入札価格調査制度の対象工事である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和元年和歌山県告示第322号に規定する南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)校舎1期建築工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3243

(2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等

ア 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館10階

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課

イ 期間

令和元年7月30日(火)から同年9月17日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間

ウ 方法

以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。

(ア) 和歌山県公共工事等入札情報システム(以下「入札情報システム」という。)から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

a 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

b ダウンロード可能期間

令和元年7月30日(火)から同年9月17日(火)までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日(システム停止時間:午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。)

(イ) 入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を(2)イの期間、(2)アの場所において交付する。また、設計図書を(2)イの期間、(2)アの場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる(入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。)

(3) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年施行)又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年施行)に基づき建築工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、令和元年9月18日(水)から同月20日(金)までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで(休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。)

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(2) アに同じ。

(イ) 期間

令和元年9月18日(水)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により令和元年9月18日

(水) 午前9時から同月20日（金）午後5時までの間に到着すること。

(ウ) その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(4) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(5) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

(2) アに同じ。

イ 開札日

令和元年9月24日（火）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(6) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課の職員を立ち合わせて行うものとする。

(7) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

令和元年9月25日（水）

イ 公表予定時刻

午後2時

(8) 落札決定予定日

令和元年10月28日（月）

(9) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(10) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2)アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の

予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3以上)とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者(電子入札システムにより行った入札を除く。)

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者(電子入札システムにより行った入札を除く。)

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者(電子入札システムにより行った入札を除く。)

(オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

(カ) 次に該当する場合の入札参加者

a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合

b 4(2)ア(イ)b又は4(2)ア(ウ)に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合

(キ) 同一の入札について2以上の入札をした者

(ク) 入札時に工事費内訳書、入札参加確認通知書の写し及び技術提案を提出しなかった者

(ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

(コ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなった者

(サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

(シ) 虚偽の技術提案を提出した者

(ス) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

(ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者

(タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内(休日を除

く。)に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

ウ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位のものに対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

エ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格調査を行った上で、落札者とする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課の職員にくじを引かせて決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

ア コンクリートの品質管理又はPCa、PCa・PC工事の施工管理に関する提案

イ 内部仕上げの施工方法に関する提案

ウ 杭及び直接基礎の施工管理に関する提案

エ 工事が周辺環境に与える影響の低減に関する提案

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 令和元年度 請負代金額の0%の金額

イ 令和2年度 請負代金額の100%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後、本契約を締結するまでの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格のいずれかを満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

The 1st term construction work of school building of Nanki・Hamayu integrated school (

tentative name) for Special Needs Education

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

2:00 P.M. 9 August 2019

(3) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :

5:30 P.M. 20 September 2019 (tenders bring with 5:00 P.M. 20 September 2019 or submitted by mail 5:00 P.M. 20 September 2019)

(4) Contact point for the notice :

Public Building Division, City and Housing Bureau, Prefectural Land Development Department, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-3243

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定に基づき、平成30年度決算の要旨を公告する。

令和元年7月30日

和歌山県市町村職員共済組合  
理事長 小谷 芳正

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	41	71

2 組合員数及び標準報酬月額、次のとおりである。

組合員種別	一般組合員	市町村長組合員	特定消防組合員	長期組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合計	第三号厚生年金被保険者
組合員数(人)	12,025	26	1,431	0	4	1	149	13,636	13,470
標準報酬月額(百万円)	4,721	18	573	0	3	1	54	5,368	5,095
一人当たり標準報酬月額(円)	392,555	694,231	400,182	0	725,000	440,000	359,530	393,668	378,260

3 組合職員数は、次のとおりである。(単位:人)

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人	18	2	2	2	24

4 損益計算書の要旨

(単位:千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過的長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
取	負担金	4,348,586	11,431,848	595,058	130,802		167,260	167,103		
	組合員保険料		7,193,933							
	掛金	4,402,719		595,051				163,528		
	高額医療交付金	68,822								
	育児・介護休業手当金交付金	332,518								
	組合員貸付金利息									17,397
	連合会交付金						75,515			333
	利息及び配当金	1,289			462	10,571	288	324	272,174	
	その他の収入	58,284					23	28	1,814	
	他経理から繰入金						33,438			
	前年度支払準備金	565,332								
	計	9,777,550	18,625,781	1,190,109	130,802	462	10,571	276,524	330,983	273,988
入	給付金	3,811,366								
	職員給与						107,812	13,390	17,619	9,187
	厚生費						120	254,377	14	27
	特定健康診査等費							18,209		
	旅費・事務費						14,514	1,646	1,777	461
	委託費						7,628	5,761	2,783	747
	貸借料						2,035	1,303	1,259	305
	負担金						20,044	3,448	4,121	2,974
	連合会分担金						26,865	3,406		
	支払利息				462	10,571			172,233	10,978
	前期高齢者納付金	2,312,979								
	後期高齢者支援金	1,686,238								
	病床転換支援金	9								
	退職者給付拠出金	13,960								
	介護納付金	800,272								
	連合会払込金	107,122	18,625,781	1,190,109	130,802		74,308			1,566
	連合会拠出金	304,448								
	他経理へ繰入金	33,438								
	その他の支出	4,336					10,873	496	1,528	113
	次年度支払準備金	579,348								
	前期損益修正損									
	計	9,653,516	18,625,781	1,190,109	130,802	462	10,571	264,199	302,036	201,334
	差引当期利益又は当期損失金(△)	124,034	0	0	0	0	12,325	28,947	72,654	△ 8,628

5 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

資産	流動資産	2,440,265	1,119,895	75,449	532	462	751,161	356,228	365,005	861,225	69,943
	固定資産						702,000	269,977	1,382	18,777,816	1,319,946
	資産合計	2,440,265	1,119,895	75,449	532	702,462	1,021,138	357,610	366,006	19,639,041	1,389,889
負債	流動負債	410,788	1,119,895	75,449	532			2,124	34,200	17,067,764	29
	固定負債	579,348				702,462	1,021,138	119,140	13,553	23,729	1,025,773
	負債合計	990,136	1,119,895	75,449	532	702,462	1,021,138	121,264	47,753	17,091,493	1,025,802
純資産	利益剰余金	1,450,129						236,346	317,253	2,547,548	364,087
	欠損金										
	純資産合計	1,450,129						236,346	317,253	2,547,548	364,087
	負債・純資産合計	2,440,265	1,119,895	75,449	532	702,462	1,021,138	357,610	366,006	19,639,041	1,389,889